

西小学校改築基本構想・基本計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 案件概要

(1) 案件名

西小学校改築基本構想・基本計画策定支援業務

(2) 案件の目的

日進市立西小学校改築基本構想・基本計画策定支援業務（以下、「本業務」という。）について、技術的に最適な者を特定するため技術提案書を要請する。

(3) 案件内容

西小学校改築基本構想・基本計画策定に関する業務一式

(4) 履行期間

契約日翌日から令和7年12月12日（金）まで

2 予算

概算業務価格（上限）は7,600,000円（税込み）です。

3 実施形式

公募型

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとします。

- (1) 日進市入札参加資格者名簿の業種名「建設コンサル（都市計画・地方計画）」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市から入札参加停止処分を受けていない者であること。
- (4) 「暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年間（令和2年4月1日から令和6年3月31日まで）に、教育施設（学校）の新築・改築・改修事業の基本構想又は基本計画等の策定に関する実績（※1）があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験がある人材を有する法人であること。
- (9) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有すること。

※1 過去5年間（令和2年4月1日から令和6年3月31日まで）に、主要業務、同種業務又は類似業務が教育施設（学校）の新築・改築・改修事業の基本構想又は基本計画等の策定に関する実績とは以下に類するものとします。

- (1) 主要業務とは、主として行った公立の小学校・中学校のいずれかの基本構想・基本計画の新設又は増改築（4,000㎡以上）とします。
- (2) 同種業務とは、上記①以外に行った小学校・中学校の基本構想・基本計画の新設又は増改築（4,000㎡以上）とします。
- (3) 類似業務とは、上記①②以外に行った小学校・中学校・高等学校の基本構想・基本計画の新設又は増改築（2,000㎡以上）とします。

なお、小中学校を含む複合施設の基本構想・基本計画業務については、施設全体に占める小中学校部分の面積が4,000㎡以上の場合は(1)として扱ってよいが、4,000㎡未満2,000㎡以上の場合は(3)に類するものとして扱います。

(10) 別紙「仕様書」の業務を実施するために必要な技術者等の配置ができること。

5 募集内容

(1) 参加申込書等の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類(各1部)を、下記の期限までに、「15 問合せ先」に記載の市担当課宛に、持参又は郵送にて提出してください。(ただし、持参以外は到着確認を電話で行ってください。)

(2) 提出書類

ア 参加申込書(第1号様式)

イ 国税及び市町村民税に未納の税額がないことの証明書

ウ 誓約書(第2号様式)

エ 事業所全体の技術職員・資格(第5号様式)

一級建築士事務所登録申請書(副本)の写しを添付すること。

オ 事務所の主要業務・同種・類似業務実績(第6-1, 6-2号様式)

基本計画・基本構想策定業務の実績を示す契約書等の写しを添付すること。

カ 予定(総括・主任)技術者の経歴及び業務実績(第7号様式)

資格に記載した当該資格証の写しを添付すること。

(3) 留意事項

予定総括技術者の業務実績は、過去5年間において、主要・同種・類似業務を元請として受注し、実施したものを対象とすること。なお、予定技術者との雇用を証明する書面(健康保険証等(記載番号等特定に係る部分は黒塗りすること。))を併せて提出すること。

(4) 提出期限

令和7年1月22日(水)

6 参加資格審査

参加申込書を提出した事業者については、参加資格審査結果を電子メール及び書面により通知します。

7 質疑応答

本要領等の内容について疑義のある場合は、「15 問合せ先」に記載の市担当課に、質問書(第4号様式)の提出をお願いします。受付期間後に提出された質問及び指定した方法以外で提出された質問は受付いたしません。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和7年1月27日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

別添の質問書により「15 問合せ先」のメールアドレスに電子メールで提出すること。

(3) 回答日及び回答方法

令和7年2月3日(月)までにホームページに掲載します。なお、質問に対する回答をもって、本実施要領及び仕様書に追加、補正したものとします。

8 技術提案書

(1) 技術提案書の内容

用紙の大きさはA4判タテとし、各提案については1枚以内とします。

ア 技術提案書(第3号様式)

イ 本業務に対する考え方及び手法(第8号様式)

ウ 本業務への提案等(第9-1~9-5号様式)

(ア) 直近の児童数増加と将来児童数減少への対応

(イ) 隣接中学校との連携方法を含め学校建設予定地の周辺環境への配慮事項

(ウ) 学校の特性、歴史、伝統及び地域特性についての把握方法

(エ) 改築協議会での意見聴取、合意形成の方法

(オ) 防災拠点として学校の備えるべき施設の配慮

(カ) その他提案、意見等

エ 見積書(第10号様式)

(2) 提案書の提出

ア 提出部数

8部(正1部、副7部)

イ 提出先

「15 問合せ先」に記載の市担当課宛

ウ 提出期限

令和7年2月7日(金)午後5時まで(必着)

エ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)

上記の部数をそれぞれ1部ずつフラットファイルで綴じてください。用紙はホチキス等で綴じないでください。

オ その他

審査は匿名で行うため、提案書には、会社名等が特定される内容は記載しないでください。

(3) 提案書作成にあたっては、以下の事項に留意してください。このことに逸脱した記述があった場合は**大幅な減点または失格**とします。

ア 提案は、基本的な考え方を文章で簡潔に記述してください。

イ 会社が特定される名称、工法名の記述は避けてください。

ウ 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用しても構いませんが、基本構想・基本計画の内容が具体的に表現されたものであってはいけません。

エ 具体的な設計図、模型(模型写真を含む)、透視図等を使用してはいけません。

オ 予定敷地における施設配置計画等を求めるものではありません。

9 評価

西小学校改築基本構想・基本計画策定支援業務委託提案書評価基準に基づき審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で選定する。

10 提案者の決定

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された書類により、全ての参加者について審査を行い提案書評価基準に基づき、得点の合計が最も高い提案から上位3者を選考します。ただし、参加事業者が3者に満たない場合は、3者に満たない事業者を選考することがあります。参加事業者が3者以下の場合は、第1次審査を省略し、その者を第2次審査の事業者とします。なお、審査結果については、第1次審査を受けた全ての参加者に令和7年2月13日（木）までに通知します。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査を通過した事業者に対し、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を実施します。なお、本審査は公開とする予定です。

ア 実施日

令和7年2月22日（土）午後

イ 実施場所

日進市役所内会議室（予定）

ウ 出席者

総括責任者又は主任技術者（資格者）を含む3名以下としてください。

エ その他

（ア）時間等詳細については、別途お知らせします。

(3) 最優秀提案者の選定

評価の合計得点が最も高い者を最優秀提案者とし、2番目に高い者を次点提案者として選定する。評価の合計得点が最上位の者が複数ある場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者とする。

(4) 選定結果の通知

審査結果は令和7年3月12日（水）（予定）に、提案者（辞退者を除く）すべてに電子メールにて、参加申込書の連絡先に通知する。なお、審査内容及び他の参加者に関する説明要求、審査結果に対する異議申立てには応じない。

(5) 最優秀提案者からの見積徴収

令和7年3月中旬予定

(6) 最優秀提案者と契約締結

令和7年3月下旬予定

11 契約

(1) 選定された最優秀提案者は、本業務の契約に係る交渉権者（以下「交渉権者」という。）となり、本業務の契約に関する諸条件等について本市と協議を行い、協議が成立した場合、本市と契約を締結した事業者（以下「受託者」という。）となるものとする。

(2) 本業務における契約において、最優秀提案者との協議が不調となった場合は、次点提案者が交渉権者となり、協議を行うものとする。

12 参加の辞退

審査の途中で参加を辞退する場合は、令和7年2月14日（金）までに辞退書の提出をしてください。

13 情報公開及び提供

- (1) 本市は、提出された技術提案書の書類について、審査を行う以外に提出要請者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出書類は、日進市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

14 その他

- (1) 提案にあたっては、文部科学省の報告書を参照すること。
- (2) 提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語
日本語
 - イ 通貨
日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否
要する。
- (5) 提出後の技術提案書の修正及び変更は認めません。
- (6) 提出書類の返却は行いません。
- (7) 提案内容に虚偽があった場合は提案を無効とします。
- (8) 本市が書面で通知した内容を超える審査内容等についての問い合わせについては応じません。また、審査の結果に対する異議は受け付けません。

15 問合せ先

- (1) 住所
〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地
- (2) 担当課
生涯学習部学習政策課 施設係
- (3) 電話
0561-73-4169
- (4) F A X
0561-74-0258
- (5) メール
gakushu@city.nisshin.lg.jp